

お 知 ら せ

このたびの平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨により被災された皆さま方に、謹んでお見舞い申し上げます。

J A兵庫信連は、災害救助法が適用された下記地域（※）の被災された皆さま方の、1日も早い災害復旧へのご支援をさせていただくため、下記のとおり対応することとしましたので、お知らせいたします。

1. 貯金の通帳・証書・印章等をなくされた被災者の方につきましては、貯金のお支払いについて便宜扱いをいたします。
この場合、ご来店の際に運転免許証などご本人様であることを確認できる本人確認書類をご持参ください。
なお、本人確認書類をご用意できない場合は、お取引店または当会本支店の窓口へお問い合わせください。
2. 定期貯金等の期限前払出についても、ご事情によりご相談に応じます。
3. 国債のお届け印をなくされた被災者の方につきましても、ご相談に応じます。
4. 被災により汚れた紙幣のお引換えに応じます。

詳しいことは窓口へお問い合わせください。

※災害救助法が適用された地域

豊岡市，篠山市，朝来市，宍粟市，赤穂郡上郡町，美方郡香美町，姫路市，西脇市，丹波市，多可郡多可町，佐用郡佐用町，養父市，たつの市，神崎郡市川町，神崎郡神河町